

日本高専学会「活動奨励賞」規程

各高専に所属する学生の活動意欲向上および全国高専の発展のため、特に優れた活動を行ったと認められる本科生または本科生を中心とする団体を表彰すべく、日本高専学会奨励賞の中に「活動奨励賞」を設ける。なお、当賞の授与は、当規程により行う。

1. 表彰対象

- (1) 表彰対象は高等専門学校に在籍する本科生または本科生を中心とする団体とし、毎年度、若干名を表彰する。なお、授賞者には、賞状と副賞を授与する。
- (2) 表彰対象となる活動は、分野等により表彰制度等が存在しない研究活動を含む、地道かつ有意義な諸活動を主なものとする。なお、『日本高専学会誌』(特に学生のページ)に掲載された活動を表彰対象とするが、授賞決定時に学会誌への掲載がされていない活動の場合には、事後となるが、学会誌への記事投稿(掲載)を求める。
- (3) 本賞の趣旨から、かつて本賞を授与した個人または団体への重ねての授与は原則として行わない。

2. 推薦方法

当賞への推薦は、関係する高専教員からの推薦によるものとし、本科生本人からの申請は認めない。なお、推薦教員は、以下の書類等各1部を、定められた期日までに学会事務局に提出する。

- (1) 必要事項を記入した所定の申請書(様式1:日本高専学会「活動奨励賞」推薦書等一式)
- (2) 推薦活動を具体的に示す諸資料
- (3) これらの提出物をPDFファイルとして納めたCDまたはDVD

3. 審査方法

審査においては、本科生の地道な活動を拾い上げることを趣旨とし、表彰により、更なる活動の継続と活発化を促すことを期待する。よって、「優れた研究活動」を

単純に表彰対象とはしない。なお、審査は表彰選考委員会が中心に行う。

4. 日程等

- (1) 2月初旬に、メールマガジン等により募集を開始する。併せて、学会誌第2号に同内容を掲載し、周知を図る。
- (2) 5月中旬に、申請の締切を設定する。なお、提出書類等は期限必着とする。
- (3) 6月初旬に、審査等を行い、授賞者を決定する。
- (4) 学会年会(8月下旬頃開催)において、表彰を行う。なお、授賞者に、年会講演会での発表を依頼することがある。
- (5) 表彰式に出席できなかった者については、推薦者宛に賞状と副賞を発送する。

付則 この規程は、平成26年8月29日から施行する。